上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第33号

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 上尾市生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年上尾市規則第31号) の一部を次のように改正する。

第2条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第3条中「のほか、次に掲げる書類」を「及び生活困窮者住居確保給付金申請時確認書(第1号様式)」に改め、同条各号を削る。

第9条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書の申請」を「住居確保給付金の支給を受けている者は、省令第12条第1項ただし書の規定により住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長をしようとするとき」に、「これを市長に提出することにより行う」を「市長に申請する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項中「受給者がクレジットカードを使用する」を「受給者(住居確保給付金の支給の決定を受けている者をいう。以下同じ。)が省令第17条各号に定める」に、「当該受給者の」を「第5条第2項又は第3項の状況通知書に記載された」に改める。

第11条中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め、同条に次の1項 を加える。

- 2 前項の場合において、省令第10条第5号ただし書に該当するときは、次に掲げる取組を行うことをもって同項各号に掲げる活動に代えることができる。
 - (1) 毎月4回以上、自立相談支援機関による面接等の支援を受けること。
 - (2) 原則として月1回以上、経営相談先において面談等の支援を受けること。
 - (3) 経営相談先の助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以

上、当該計画に基づく取組を行うこと。

第12条第2項中「クレジットカードを使用する」を「省令第17条各号に定める」に改める。

第13条を削る。

第13条の2第1項中「第11条各号」を「第11条第1項各号又は第2項各号」に、「(第16号様式)」を「(第12号様式)」に、「同条各号」を「同条第1項各号又は第2項各号」に改め、同条第2項中「(第17号様式)」を「(第13号様式)」に改め、同条第3項中「第11条各号」を「第11条第1項各号又は第2項各号」に改め、同条第4項中「(第18号様式)」を「(第14号様式)」に改め、同条第5項中「(第19号様式)」を「(第15号様式)」に、「第9条第2項」を「省令第12条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第14条第1項中「(第20号様式)」を「(第16号様式)」に改める。 第15条第1項第1号中「第11条各号」を「第11条第1項各号又は第 2項各号」に改め、同項第7号及び第8号中「第13条の2第2項」を「第 13条第2項」に改め、同条第4項中「(第21号様式)」を「(第17号 様式)」に改める。

第16条及び第17条を削る。

第18条第1項中「(第2号様式)」及び「(第3号様式)」を削り、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。 第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

(第1面)

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せて省令第13条の生活困窮者住宅確保給付金支給申請書(様式第一号)を提出する必要があります。

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は上尾市(自立相談支援機関)の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 月4回以上、上尾市(自立相談支援機関)の面接等の支援を受けること。
 - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者
 - ① 月4回以上、上尾市(自立相談支援機関)の面接等の支援を受けること。
 - ② 原則として月1回以上、経営相談先において面談等の支援を受けること。
 - ③ 経営相談先の助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく 取組を行うこと。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 以下の該当する箇所にチェックを入れてください。

	再支給の申請ではない	(過去に	住居	催保給	付金	を受り	けたこ	とがな	(ハ)			
	再支給の申請であるが、	従前の	支給が	ぶ終了	した	月の	翌月か	ら起算	して1	年を経済	過して	いる
í	逆前の支給期間	年	月	\sim	4	F	月					
7	再支給の申請までに		常用家	北職し	た。							

□ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した。

4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する上尾市(自立相談支援機関) の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職をした、又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合。またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は上尾市(自立相談支援機関)等の指導により上尾市内での転居が適当である場合を除く。)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

- (7) 受給者が生活保護を受給した場合
- ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
- ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況 について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若 しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関 係者に報告を求めること。

また、上尾市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、上尾市又は上尾市社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

(宛先)

上尾市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健 康保険証、住民票、戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- (1) 申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
- (2) 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者)

公共職業安定所から交付を受けた求職番号

地方公共団体か設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

- 2 経営相談先の記載(省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者) 経営相談先の名称
- 3 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(第2号様式)

- (2) 住宅喪失のおそれがある者 貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(第3号様式)
- (3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者 クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの(利用明細の写し、納付書の控え等)

(第1面) 入居予定住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

- 1. 次の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。 このことについて、以下について通知します。
- 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。 また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、上尾市又は上尾市社会福祉協議 会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
- 3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。 (宛先)

上尾市長		年	月	日	
	不動産媒介業者等				
	(商号又は名称)				
	ー フリガナ (代表者名)				
	(所在地)〒				
	(免許証番号)				
	(担当者等) 氏名	所属			
	(電話番号)		•		

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。 ※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居予定者

氏名(フリガナ)										
生年月日				年		月		日		
同居状況		単	身	複	数(4	占)			

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年月日(年月日までの月日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に 応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及 び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、下のチェックボックスにチェックすること。

なお、支払い方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

(第2面)

初期	費用					
	家賃				円	
	(入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+	・日割り	日分として)	
	共益費				円	
(1)	管理費				円	
	敷金				円	
	礼金等	礼金			円	
		その作	也 ()	円	
(2)	媒介報酬額				円	
(3)	火災保険料				円	
	その他 (入居保証料等)				円	
	合計				円	

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

() *24 HI & H Z	24	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H= 174/47()	- / 0					
振込口座									
住居確保給付金の	貸主又は貸主	フリカ゛ナ							
振込先	から委託を受	口座名義							
	けた事業者の 振込口座	金融機関名							
	1灰及口座	支店名							
		口座種別		普	通	•	当	座	
		口座番号							
初期費用(1)	初期費用(1)	フリカ゛ナ							
の振込先	に関する者の	口座名義							
	振込口座	金融機関名							
		支店名							
		口座種別		普	通	•	当	座	
		口座番号							
初期費用(2)	初期費用(2)	フリカ゛ナ							
の振込先	に関する者の	口座名義							
	振込口座	金融機関名							
		支店名							
		口座種別		普	通	•	当	座	
		口座番号					-		

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は前記のとおりです。

- 私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【第1面※5のチェックボックスに☑がある場合のみの同意事項】

- 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する賃借人の口座 に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に 支払うことに同意します。
- 上尾市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金	賃借人	フリカ゛ナ	
の振込先	の振込口座	口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	
			普通•当座
		口座番号	
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

【以下は、申請者全員記載してください】

	年	月	日
氏名			
住所			
電話番号			

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

(参考) 上尾市生活困窮者自立支援法施行細則(抄)

- 第16条 市長は、不動産媒介業者等が次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書(第2号様式)及び入居住宅に関する状況通知書(第3号様式)が第5条第2項又は第3項に規定する住居確保給付金の支給手続には使用することができない旨を通知するものとする。
 - (1) 不動産媒介業者等が法人である場合にあっては当該法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに、不動産媒介業者等が個人事業主である場合にあっては営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者がいること。
 - (2) 暴力団員等を不動産媒介業者等の行う業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのあること。
 - (3) 暴力団員等が不動産媒介業者等の行う事業活動を実質的に支配していること。
 - (4) 暴力団員等が不動産媒介業者等の経営に実質的に関与していること。
 - (5) 不動産媒介業者等の役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していること。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に 暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していること。
 - (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (8) 暴力団員等である個人事業主又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用する等していること。

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号) 第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。) が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指し ます。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

(表) 入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

1. 次の者に対し、賃貸2. 暴力団員等と関係を	有しないことの確	認事項について相	違ありませ	せん。また、		て暴力	団員等	と関係
を有しないことの確認 (宛先)	につき、上尾市が	官公署から情報を	求めること	とを同意しま	す。			
上尾	市長				4	丰	月	目
		(商号又は	名称)					
		(代表者名)					
		(所在地)	₸					
		(免許証番						
) 氏名	!	所	禹		
		電話番号 ※貸主が記入	ナス場合け	氏名 所在地	雷話悉号()	みを記	散してT	「さい
		※免許証番号						C • °
(暴力団員等と関係を有し		笠・石(マナル)ナフ			1目十四日~	J. / J.	J- 17.2.	とことを
上尾市生活困窮者自立支 経過しない者)と関係を			暴刀団貝等	(暴刀団貝乂に	は暴力団貝で	なくなっ	た日か	り5年を
入居者について								
フリガナ								
氏名								
生年月日				年	月	∃		
		777	5. J	<i></i>	<i>h</i>)			
同居状況		単う	オ・ 1	复数(_	名)			
入居開始年月日		年 月 日	(4	年 月 日	までの	月日	目間)	
入居している賃貸住	宅について							
名称								
所在地								
月額家賃				円				
※1 住居確保給付金の		「における住宅扶	助に基づ	く額(限度額	頁:	円) を_	上限と	し、
収入に応じた額と ※2 住居確保給付金の		宇の契約につい	てけ 供	#性家法に〕	上り 保護の	の対象	レたスク	賃貸供
契約及び定期賃貸	借契約に限る。					· ////////////////////////////////////	ره.م.	具具旧
※3 共益費・管理費は付						⇒BB1./.	□ .2. ≥ :	±π«Αν±=>
※4 定期借家契約(定) 日までの期間を記		の場合に限り、	人店開始		内に、人	古用好	ロから	突彩/)
※5 賃料の支払方法が	.,.,	ころ対4手がいる	・トり賃料	を支払 う必要	更がある場合	今 <i>i</i> 十 Ⅰ	コ下の	チェック
ボックスのいずれ			- S / 負行		213 07 5 1115	110/ 3	N 1 42	, 4 , ,
なお、支払方法に						は不可。		
	いは、クレジット				0			
_ : , ,	けることができる			•	/ H > 3	· -	Ales	
	変更することがで	きるが、変更手	続きに時	間を要する	(月から	う変更	可能)	
振込口座 住居確保給付金の振		フリカ゛ナ						
	貝土スは貝土パー ら委託を受けた							
•	事業者の振込口	金融機関名						
	座	支店名						
		口座種別		普 通	. 当	座		
		口座番号						

入居している賃貸住宅は前記のとおりです。

- 私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、 私への支給となることについて同意します。

【表面※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、速やかに本様式の再提出及び生活困窮者住居確保給付金支給変更申請書(第10号様式)の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- 上尾市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出 することに同意します。

住居確保給付金の	賃借人の振込口座	フリカ゛ナ	
振込先		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏	名	 	 	 	
住	所				
電話	番号				

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、<u>賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、</u>この通知書を上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

上尾市生活困窮者自立支援法施行細則第16条第1項に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考) 上尾市生活困窮者自立支援法施行細則(抄)

- 第16条 市長は、不動産媒介業者等が次の各号のいずれかに該当することを確認したときは、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書(第2号様式)及び入居住宅に関する状況通知書(第3号様式)が第5条第2項又は第3項に規定する住居確保給付金の支給手続には使用することができない旨を通知するものとする。
 - (1) 不動産媒介業者等が法人である場合にあっては当該法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに、不動産媒介業者等が個人事業主である場合にあっては営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者がいること。
 - (2) 暴力団員等を不動産媒介業者等の行う業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのあること。
 - (3) 暴力団員等が不動産媒介業者等の行う事業活動を実質的に支配していること。
 - (4) 暴力団員等が不動産媒介業者等の経営に実質的に関与していること。
 - (5) 不動産媒介業者等の役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団の威力又は暴力団員等を利用していること。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していること。
 - (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (8) 暴力団員等である個人事業主又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用する等していること。

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕 ※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

第5号様式を次のように改める。

				\	(1)					
								第		号
								年	月	日
			様							
						上尾下	市長			印
	?	生活	困窮者住	居確保	R給付金	支給決定	通知書			
	年月		付けで申	達とも	った仕当	- 田鹤老台	: 居確保給	·什会)。		て下
盐	ナーク Lのとおり決定したの				いこ土代	1四%171	二石作木	训金		C , I'
pL	107 C 40 9 10 DE 01 C 07	C /III	MULY	0						
					記					
1	支給額		月額			円				
1	入州山東		/1 HX			1 1				
2	支給期間		年	月	(年	月家賃村	目当分)	から	
			年	月	(年	月家賃村	目当分)	まで	
3	支給方法		住宅の貨	全主义	は貸主な	から委託を	を受けた事	事業者常	告しく	は当該
			支給決定	定者に	代わって	て賃料のう	支払いに依	系る債務	务の弁	済を行
							長り込むこ	ことに。	より、	支給決
			定者に対							
							ットカー			
					•		う委託を受			に支払
			われるこ	ことを	条件とし	して支給液	央定者に対	を給する	5.	
4	ナルハエレム 1 よ、フ A- 片	→	カイム							
4	支給対象となる住宅	1	名称							
			所在地							
			7717年2世							

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 原則として月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(第16号様式)」を提出 してください。
- 3 常用就職している受給者及び省令第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月上尾市(自立相談支援機関)に対し提出してください
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)に申し出てください。
- 5 【3 支給方法】において、「支給決定者において、クレジットカードや納付書により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

	生活困窮	者住居確保	給付金支給	:申請書(期	間(再)延長	<u></u>	
	フリガナ	T				·	
(D氏 名						
Ć.	②生年月日		年 月	目 氵	講() 歳		
	3電話番号						
	④期間(再)延長が必要な理由						
申立							
事							
項	⑤申請者及び申請者と	一同一の世帯に属	属する者の収入	及び預貯金が次	このとおりである	こと	
	フリガナ 氏名						
	続柄	本人				合計	
	生年月日						
	収入 (月額)	円	円	円	円	円	
	預貯金等	円	円	円	円	円	
	- ※ 申請日の属する月 近3か月間の平均収						
今往	私は、 年 月 日 第 号により、生活困窮者住居確保給付金の支給決定を受けましたが、 今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の(再)延長を希望しますので、上記の申立事項に 相違なく、必要書類を添えて申請します。						
ける第2	私の個人情報が、生活困窮者住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「規則」という。)第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)の間で相互利用されることについて了承します。						
90	また、裏面の注意事項について、同意します。						
	年 月 (宛先)	日					
	上尾市長			rhr∋≠:∃	 生 氏 名		

(注意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたりしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

ただし、省令第3条第2号に規定する給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動 を行う必要があります。

- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第21条に 基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、上尾市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主 等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 省令第14条に基づく就労支援に関する上尾市の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 省令第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることに より申請者に対する支給となります。

(添付書類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - (例) 職業相談確認票(参考様式6)

住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)

- ②省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者
 - (例) 自立に向けた活動計画(参考様式10)

自立に向けた活動状況報告書(参考等式11)

- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認で きる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

							第年	月	号 日
							午	月	Д
		様							
					上尾ī	市長			印
	生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)								
決	年 月 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日付けで申	清され	れた住居	確保給付	寸金につい	て、下	記の。	上おり
				記					
1	支給額	月額			円				
2	支給期間	年年		(年年	月家賃相	.,,,,		
3	支給方法	該支給決 行う家賃 決定者に 支給決定 賃料が確	定債対者実	に代わっ 保証業者 る支給と おいて、 貸主又に	って賃料の 音の口座が さする。 クレジ は貸主かり	託を受けた の支払り こ振り カ 託 ト を ま を ま を ま を ま を ま を ま を ま も た ま も た た る た う た う し た う し た う と う と う た う と う と う と う と う と う と う	に係る値 いことに でかれた をけた事	責務の こより 寸書に 手業者	弁済を 、支給 より、
4	支給対象となる住居	名称 所在地							

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 省令第10条第5号ただし書きに該当する申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ② 原則として月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(第16号様式)」を提出 してください。
- 3 常用就職している受給者及び省令第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月上尾市(自立相談支援機関)に対し提出してください
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)に申し出てください。
- 5 【3 支給方法】において、「支給決定者において、クレジットカードや納付書により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第12号様式から第15号様式までを次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金支給中断届

私は、次のとおり疾病又は負傷のため、	求職活動を行うことが困難であることを届
け出ます。	

この届出によって、生活困窮者住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

(宛先)

上尾市長

年 月 日 フリか ナ 氏名 住所 生年月日 電話番号

心身の状況について

医療機関受診年月日	年	月	日	
病名 (治療期間の目途)				
中断日	年	月	日	
次回面談等(予定)日	年	月	日	

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年	月から(年	月家賃相当分から)
支給額	月額		円	

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

(表)

 第
 号

 年
 月

 日

様

上尾市長

印

生活困窮者住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日 第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

1 支給中断時期 年 月から

(年 月家賃相当分から)

2 支給中断の理由 疾病・負傷により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を 再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届(疾病 又は負傷)」を上尾市健康福祉部生活支援課(自立相談支援機関)に提出してください。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、 住居確保給付金の支給を中止します。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内 に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表す る者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

生活困窮者住居確保給付金支給再開届 (疾病又は負傷)

私は、	次のとおりオ	は職活動を再開っ	することとなり	りましたの	で届け出ます。
この届	出によって、	生活困窮者住馬	居確保給付金の	の支給再開	を希望します。

(宛先)

上尾市長

年 月 日 フリか・ナ 氏名 住所 生年月日 電話番号

中断・再開の状況

申請番号				
中断決定日	年	月	日	
再開を希望した面談日	年	月	月	
求職活動を再開する日(予定)	年	月	目	

(添付書類)

- ・現住所を確認できる書類の写し
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認で きる書類の写し
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、次のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の 雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、生活困窮者住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

(宛先)

上尾市長

年 月 日

フリカ゛ナ

氏名

住所

電話番号

就職先

フリカ゛ナ					
事業所名					
事業所の住所					
就職日		年	月	日	

生活困窮者住居確保給付金の支給状況

住宅入居日		
支給期間	年 月(年 月家賃相当分)から
	年 月(年 月家賃相当分)まで
支給額	月額	円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第 号年 月 日

様

上尾市長

生活困窮者住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日 第 号により支給決定した生活困窮者住居確保 給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

1 支給中止時期 年 月から

(年 月家賃相当分から)

2 支給中止の理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内 に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表す る者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第16号様式から第19号様式までを削る。

第20号様式中「第20号様式(第14条関係)」を「第16号様式(第

14条関係)」に改め、同様式を第16号様式とする。

第21号様式中「第21号様式(第15条関係)」を「第17号様式(第

15条関係)」に改め、同様式を第17号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。